

しあわせ

令和元年5月1日現在

1. 商品名 (愛称)	● 積立型定期預金 (愛称：しあわせ)
2. 商品概要	● 個々の積立金額で、あらかじめ指定した「おまとめ日」を満期日とする3か月以上のスーパー定期預金または期日指定定期預金を作成し、「おまとめ日」にこれらの定期預金を払い出して1つに合算し、おまとめ定期預金を作成する商品です。
2. 販売対象	● 個人のみ
3. 期間	● 期間に制限はありません
4. 預入方法 (1) 預入方法	● ① 毎月積立のみ ② 毎月積立+ボーナス積立(年2回) ③ 随時預入(ATM入金も可能です。ただし、土・日・祝日を除きます) ● <積立金の受入定期預金の商品区分> ・期間が1年未満・・・スーパー定期預金 ・期間が1年以上・・・期日指定定期預金 ※ 但し、昭和63年3月31日以前に課税扱いで作成されたものは、スーパー定期預金となります。
(2) 預入金額	● 1回当たり10,000円以上(口座開設時のみ1,000円以上)
(3) 預入単位	● 1円単位
5. おまとめ	● ご指定いただいたおまとめ日に、積み立てた金額とお利息を自動的にひとつの定期預金にまとめて運用します。ただし、第1回目の指定日は、お申込日から3か月以上1年3か月未満の範囲でご指定ください。 <おまとめ定期預金の商品区分> ・目標日の3年後を最長預入期限とする期日指定定期預金またはスーパー定期預金 ● おまとめ定期預金は最長預入期限または満期日に元利継続します。
5. 払戻方法	● 満期日以降に払い戻します。
6. 利息 (1) 適用金利	● 各預入時(毎月または随時)または継続時の、期日指定定期預金またはスーパー定期預金の店頭表示の利率を適用します。ただし、預入日または継続日から満期日までの期間が1年未満の場合には、預入日または継続日におけるスーパー定期預金の店頭表示利率を適用します。
(2) 利払頻度	● 満期日以後にお支払いいたします。 (個々の定期預金については満期時に元利金継続します。)
(3) 計算方法	● 各定期預金毎に、期日指定定期預金あるいはスーパー定期預金の計算方法を適用します。
(4) 税金	● 20.315%の源泉分離課税が適用されます。ただし、マル優ご利用の場合は非課税です。

(5) 金利情報の 入手方法	<p>※復興特別所得税が追加課税されることにより、平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間は20.315%（所得税15.315%、住民税5%）の税率となります。</p> <p>● 金利につきましては、窓口までお問い合わせ下さい。</p>
7. 手数料	——
8. 付加できる 特約事項	<p>● 総合口座のお取扱いはできません。</p> <p>● マル優の取扱いができます。</p> <p>● 普通預金等からの自動振替による預入ができます。</p>
9. 中途解約時 の取扱い	<p>● 満期日前に中途解約する場合は、個々の定期預金について、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに支払います。</p>
	<p>(1) 預金が期日指定定期預金の場合</p> <p>① 6か月未満…………… 解約日の普通預金利率</p> <p>② 6か月以上1年未満…………… 2年以上利率 ×40%</p> <p>③ 1年以上1年6か月未満…………… 2年以上利率 ×50%</p> <p>④ 1年6か月以上2年未満…………… 2年以上利率 ×60%</p> <p>⑤ 2年以上2年6か月未満…………… 2年以上利率 ×70%</p> <p>⑥ 2年6か月以上3年未満…………… 2年以上利率 ×90%</p> <p>(2) 預金が自由金利型定期預金（M型）の場合</p> <p>① 6か月未満…………… 解約日の普通預金利率</p> <p>② 6か月以上1年未満…………… 約定利率 ×50%</p>
10. その他 参考となる事項	<p>● 満期日以降の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。</p> <p>● 一部支払も可能です。</p>
11. 当行が契約して いる指定紛争解 決機関	<p>● 一般社団法人全国銀行協会</p> <p>連絡先 全国銀行協会相談室</p> <p>電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</p>
12. 預金保険制度	<p>● 本商品は預金保険の対象であり、他の対象商品と合算して預金者1人あたり元本1,000万円までとその利息が保護されます。</p>